

---

# 戦後農村社会の変動

——農地改革から高度経済成長まで——

岩 男 耕 三

---

農地改革——日本農村の「近代化」——

ひろがる不耕作地・耕作放棄地——農地の耕作権と所有権——

農家労働力の流出——農業生産基盤の崩壊——

## 農地改革——日本農村の「近代化」——

『農地改革は、近代日本の基点をなす明治維新変革における地租改正以来の、農地制度上の一大変革だといっている。それは、……「前近代的」・「半封建的」地主的土地所有制度を、基本的に解体し、それに替って自作農的土地所有制度を創出した<sup>1)</sup>』

農地改革はたしかに、明治いらいの地主制度の下における、地主-小作の人格的な隷属関係を打破して、日本農村の「近代化」を遂行した画期的な変革であった。しかしこの改革は、基本的には日本が再び軍事的脅威になる道を絶つことを目的にした米占領軍の指揮のもとに行なわれたこと、その米占領軍内部をふくめて、改革の方針、構想については激しい議論があったこと、しかも、この構想の評価についても今日にいたるまでなお深い意見の違いがあることなど、きわめて複雑な経緯をたどってきたものである。したがって、

日本農村の「近代化」を主題とする本稿では、この複雑な経緯における必要なかぎりでの主要論点をまず整理しておくことにしたい。

周知のように農地改革ははじめ、日本政府の主導のもとに立案され、1945年12月18日、第89帝国議会において、「農地調整法改正法」の名で成立する。いわゆる第1次農地改革法である。その骨子は、①不在地主所有の全小作地、および在村地主所有の全国平均5町歩をこえる小作地を、強制譲渡方式により解放する、これにより全小作地260万町歩のうち約100万町歩が解放される——自作農創設方式——、②従来の物納小作料の金納化、③地主の小作地取上げを市町村農地委員会の承認制とすることによる耕作権の確立、であった。しかしこの法案は、当初の原案から後退したもので、在村地主の保有面積が3町歩から5町歩に引きあげられており、そのため解放対象小作地が130万町歩から90万町歩に、また譲渡対象在村地主が100万戸から10万戸に減少しており、国会論議の時点ですでに、地主制度をむしろ温存しようとするものではないかなど強い批判をまねいたものであった。

同法案審議が難航をきわめたすえ、ようやく議会を通過する直前の12月9日、総司令部の「農地改革についての覚書」（いわゆる「農民解放の指令」）が日本政府に交付されて、一層徹底した改革が求められるにいたった。以後約10か月にわたる折衝のかたわら、対日理事会で了承されたイギリス案を原型とする総司令部「勧告」が再び発せられ、これを基礎にした第2次改革案（「自作農創設特別措置法案」、「農地調整法改正法律案」）が翌46年10月に公布されるにいたったのである。その要点は、①在村地主の小作地保有限度を内地平均1町歩（北海道4町歩）とし、これにより全小作地の80%・200万町歩の解放が目標とされ、②第1次改革が5年としていた遂行期間も2年間とされて、「自作農創設」に止まらず地主的土地所有の根底的な解体が求められていたのである。

ところで、国務省内の研究グループの有力メンバーの1人で、日本の農業

問題にも造詣が深く、占領軍の改革の方針に大きな影響を与えたとされる R. A. フィーリーが、総司令部内で改革を担当したとされる W.I. ラデジンスキーと共に作成したマッカーサー宛「覚書」の「添書」には、『「農業の永続的な抑圧された状態」が軍の権力掌握を助けたこと、およびこの状態が改革されなければ、将来も「軍国的宣伝の恰好の地盤」となると述べ、また東久邇内閣も幣原内閣もこの事柄にはあまり注意を払わないこと、それは「支配階級および金持階級」がいぜんとして改革の企図を阻止するのに成功しているらしいことの象徴であること、……などが指摘されていた』といわれる<sup>2)</sup>。

このような指摘や、さきの「農民解放の指令」など多くの文書は、第2次農地改革の狙いがなによりも日本の軍事的・経済的脅威の温床を絶つことにあり、まさにこの点で、農村の伝統的指導力を温存したいという日本政府の意図と対立していたことを明らかにしているのである。

他方、第90帝国議会では、提案された「自作農創設」方式をめぐる、国民党井出一太郎と和田農相との間に注目すべき論争が行なわれていた。井出の主張はこうである。『自作農というのは非常に保守的、消極的であるばかりが多い。かつての農村恐慌の時代におきまして、(赤字による家計圧迫を)人間以下の生活をすることによってきりぬけた。……これがわが国農業のもつ弾力性、抵抗力であるというようにいわれまして、農業近代化への道が阻まれておった……。自作農化一点張りでいこうとすることが、かえって農村の民主化を妨げることに相成りはせぬか、むしろこれは、耕作権を安定せしめるという方向への農業政策をたてるべきではないか……。』と。これに対して和田農相の答弁は次のようであった。『……とに角100万戸位の(規模大小さまざま)不耕作地主が一方にあり、片方に400万の小作人があり(相互に複雑な零細地片の貸借関係がむすばれてい)ますときに、……法律的にいかに土地のとりあげを制限しましても、それが完璧におこなわれることは、なかなか困難である……。そこには必ず経済的理由によりまして、闇小作料の発生は免れない……。……そこで、やはり何と致しましてもこれは妥当なる価格をもちま

して小作人に土地を与え、……小作人を自作農たらしめるということが、私は耕作権の確立の一つの大きな方法だ<sup>3)</sup>と思う……』と。自作農主義か小作(借地農)制度の合理化か。あとでふたたび取りあげるが、この点はまさに農地改革の評価をめぐる重要な論点のひとつでもあったのである。

さて、第2次農地改革は1947年から1949年の短期間に強力に遂行され、改革前総耕地の46%を占めた小作地は、これによってわずか10%に縮小し、それまでそれぞれ総農家の30%、20%をしめていた小作農、小自作農は各5%に減少して、90%の農家が自らの耕地を所有するにいたった(自小作農をふくむ)。また、残された小作地についても小作料は金納化され、かつて生産物の50%にもおよんだ小作料率も、改革後には1~2%に軽減されたのである。かくて、明治いらいの地主的土地所有を骨格とする日本農村の社会構造は根幹から解体され、これまで小作農民に地主への身分的隷属を強いてきた諸小作慣行などの物質的基礎は、ここに、ほぼ一掃されるにいたった。

改革はまた、これまで農業生産力発展の重大な桎梏となってきた地主的土地所有の軛をとり払うことによって、農民の生産意欲を高め、さらに品種改良、耕地整理などの戦後食糧増産政策とも相まって、農業生産力水準の画期的上昇をもたらした。1955年に1,200万トンの大豊作を達成して以降、いわゆる「連年豊作」を記録し、いらい潜在生産力は1,300~1,400万トンと見られるにいたったのである。

農業生産力の上昇は、いうまでもなく農民経営の商品経済化を進めるものであったが、この過程は同時に、農民相互の古い伝統的・家父長的・慣習的な関係を掘りくずして、「新しい型の農民」をつくり出す過程でもあった。ここでは、契約的・貨幣的な関係がしだいに浸透し、ひろがっていく。この関係は又、普遍的な価値関係として、家族やむらの壁をつき抜けて外の世界につながり、農民はここに、画期的な自己労働評価の契機をつかむことになる。わが国農村はかくて、歴史的な変化をはじめるのであろう。農地改革は、経済

的には農民の高率小作料からの解放を、そして社会的には農村社会関係の身分的・家父長的関係からの解放を進めたのである。

農地改革は確かに、総農家戸数600万戸の72%にあたる430万農家の小作地を自作地化して、地主制をほぼ一掃した点で、まず一般的に高い歴史的評価を受けたといえよう。

この改革のむしろ主導者の立場にあった連合軍最高司令官 D.マッカーサーは、改革3周年の吉田茂首相宛の書簡で、その成果を称賛してつぎのように述べた。「本日は、史上恐らく最も成果を収めた農地改革計画の発足した第三周年記念日に当る。……貴国が銷沈した人々の為に示した模範は既に広く認められている。日本が再び国際社会に復活せんと努力している折柄、この業績は日本が民主国家として成熟期に達せんとしている最も重要な一證左となるものである。……農地改革のもたらす恵澤は、日本の農村社会組織の永久的部分とならなければならない。農地改革以前に存在した土地小作制度へ段々逆もどりするようなどんな可能性も予め防止されねばならない<sup>4)</sup>」(1949. 10) と。

ちょうど同じころ、まったく違う立場からではあるが、山田盛太郎は、この改革の「画期的意義」を「正に、革命的である」としてつぎのように評価していた。「今次の農地改革の画期的意義は、地主的土地所有の根幹に触れ、いわゆる『数世紀に亙る封建制の下に日本農民を奴隷化してきた経済的桎梏』を破り、かくして、一、軍事的半封建的、日本資本主義の基柢——半封建的土地所有＝半隷農的零細農耕——の構成をその根源において再編し日本農業を本格的農業への解放の道を拓き、二、瓦解した軍事的半封建的、日本資本主義の揚棄としての、日本経済再建の、新しい基礎——土地所有＝農業経営の再編——を確立するの方向を規定していること、以上の二点において、方向を規定する点において、正に、革命的である<sup>5)</sup>」と。(しかし山田はのちに、創出された「自作農的土地所有」は、すでにこの段階では零細農耕として固定化される、と評価を変えている。)

農地改革によって遂行された土地所有制度の変革について、山田はこのように、一步ふみ込んで、この変革を起点として今後展開するであろう日本農業の方向をもふくめて評価しようとしたのに対して、他の意見の多くは、この改革による農村の「近代化」、「民主化」に注目するものであった。当時のこのような代表的な見解を、次に1つあげておこう。近代的勤労者としての農民の独立と、これによって自家労力の評価の可能性を与えられた点に注目した綿谷赳夫は、農地改革は地主制を掘りくずすことによって「近代的勤労者としての農民の人格的独立とこれにもとづく正しい自家労力の評価とを可能たらしめ……」、「勤労者としての農民が、国全体の一般的剰余価値率に相当するだけの労働条件を確保できることは、農業近代化の表式たる差額地代表の重要な内容であった」、「農地改革は、わが国農業における差額地代表の本格的確立への、大きな前進だったといわねばならない<sup>6)</sup>」、としていた。

さて他方、農地改革の諸限界については、改革当時から多くの活発な議論が展開されてきたが、その主な論点としては次のようなものが挙げられよう。(1)改革の対象がまさに農地に限られて、広大な林野その他に及ばず、その後の農民的蓄産業・林業などの日本農業展開の道を封じたこと、(2)分散錯綜耕圃制のもとでの零細地片を、ほとんどそのまま小作農民の所有に移転することによって、農民経営の一層の零細化をもたらしたこと、(3)このようなりりパットの自作農（「独立自営農民」）の創設によっては、日本資本主義の現状のもとでは、農民経営の発展は望めず、むしろ、かつて農村の民主化をはばんできた農民の窮乏をそのままひき継ぐことになりはしないか<sup>7)</sup>、などであった。そして以下に見るごとく、その後の日本農業・農村の展開のなかで、とくに後2者は最も困難な課題となったのである。

### ひろがる不耕作地・耕作放棄地——農地の耕作権と所有権——

石川県口能登に位置する鹿島、鹿西、鳥屋などの各町（いずれも鹿島郡）

は、同県の伝統的な地場産業として全国的にも高い生産シェアをもつ織物業の下請、孫下請仕事が集中している農村地域である。ここでは、水稻単作農家の恰好の兼業として、「賃機」の形態をとった賃労働が広く浸透しており、多くの農家は一家総ぐるみの形でこれに就業し、この一帯はあたかも自営兼業の集積地のような外観を呈しているのである。かつて広く知られた「八台機屋」は、このような農家の典型的な姿であった。

かねてより一部では注目されてきた石川県農家の高い兼業化率は、なによりも、このような豊かな地域労働市場の展開によるところが大きいであろう。兵庫、京都、滋賀などの近畿北部から、福井、石川、そして新潟にいたる、織物業ほか金物、漆器、眼鏡枠など有数の地場産業地帯の農家兼業化も、同様の理由によるものといえよう。ところが、これらの地域はまた同時に、全国的にみても小作地率のとくに高い、しかも60年代以降いちじるしい上昇をみせた点でも共通性をもっているのである(第1表)。この点に注目した中野一新は、これらの地域ではいずれもまた、農地価格が、農業採算水準をさほど上まわっていない点を指摘して、それが、農地利用権の流動、賃貸借関係の拡大を許すことにつながり、小作関係をひろげることになったとこれを説明した。つまり、豊かな地域労働市場の展開とともに、たとえば大都市圏のような異常な農地価格の高騰が見られないという2つの事情が重なっていることが、活発な農地利用権の流動をもたらしたとしたのである。<sup>8)</sup>

高度成長以降の異常な地価高騰が、農業の発展を阻げるきわめて大きな要因になっている関係については、上にもすでに見たところであるが、それでは、激しい兼業化が、近畿北部、北陸一帯にとどまらず全国的に進んでいる今日の事情の中で、いちじるしい高地価が重なった場合、農地利用権の流動はいかなる姿をとることになるか。一般にそこでは流動は進まず、不耕作地(休閒地)の形成につながるとみられているのである。

第2表によると、1980年の時点で「過去1年間に作付しなかった田、畑」は全国でじつに合計18万4000ヘクタール、これに「耕作放棄地」9万2000ヘ

第1表 小作地率の推移の地域比較

(単位：%)

	1955	1960	1965	1970	1975	1980
都府県 <sup>(1)</sup>	9.2	7.2	5.8	6.2	5.4	5.7
東 北	7.1	5.1	3.5	3.6	3.2	3.6
北 陸	8.6	7.1	5.8	6.8	6.6	7.7
北 関 東	11.2	9.0	7.4	7.4	6.3	6.0
南 関 東	10.8	9.2	7.1	6.9	5.2	4.6
東 山	8.6	7.6	6.0	6.5	6.0	6.0
東 海	10.8	8.7	6.8	7.1	5.5	5.3
近 畿	11.4	9.3	7.9	8.9	7.4	7.2
{ 南 部	—	—	—	7.9	6.3	5.5
{ 北 部 <sup>(2)</sup>	—	—	—	11.8	10.9	12.3
中 国	9.0	6.8	5.9	6.7	5.9	6.4
四 国	7.7	6.0	4.8	5.3	4.5	5.0
九 州	8.8	6.4	5.8	6.2	6.2	7.0
<参考> 北 海 道	7.7	3.7	2.7	2.9	3.7	4.9

〔資料〕 農林水産省『農業センサス』名年版。

〔注〕 (1) 沖縄県はのぞく。

(2) 近畿北部は、滋賀県の湖北・湖東・湖西地方、京都府の中丹・丹後地方、兵庫県の但馬・丹波地方。

〔出所〕 中野一新『資本の土地支配と現代の農地問題』

(注8) 160ページ。

クターを加えると小作地面積を上まわる27万6000ヘクター、総耕地面積の4.5%にあたる面積である。これは文字どおり、農地の空洞化、荒廃といふべきであろう。

農地改革によって創出された広範な戦後自作農は、かつての地主的土地所有のくびきを脱して、さまざまな制約の下ではあれ、急速に農業生産力を高め、短期間にその生産力水準のいわゆる戦後段階を達成して、生活水準をも改善させた。

しかし、改革遂行の時点からすでに指摘され、戦後農業発展の最も大きな



桎梏となった零細農耕制は、克服の展望を見出しえないばかりか、その矛盾を一層深めているのが今日の実情であるといえよう。60年代初頭からの農家兼業化、農民層分解の進展の中で、当初、一部兼業農家の耕地の上層農家への所有権移転がみられたが、それも本格化するにいたらず、やがて、賃貸借による農地の流動が動きはじめた。だがその実態はなお、機械の償却と労働力の追加燃焼を主目的とするいわゆる「借り足し」的な（多くの場合、経営耕地にしめる小作地割合が3割にみたないような）規模の借地にとどまるものであった。農基法いらい求めてきた大規模な借地型経営の展開はみられず、今なお、自作農的土地所有が、わが国農業の根幹をなしているとするのが妥当であろう。<sup>10)</sup>

第2表 不耕作地面積の地域比較（1980年）

（単位：ha，%）

	過去1年間に作付しなかった		耕作放棄地 <sup>(1)</sup> (C)	不耕作地(A+B+C)	不耕作地率 <sup>(2)</sup>	〈参考〉小作地面積	
	田(A)	畑(B)					
全 国	105,264	79,070	91,746	276,080	5.9	262,694	
東 北	18,010	13,122	7,346	38,478	4.4	31,935	
北 陸	8,136	2,754	5,059	15,949	4.5	26,993	
関 東	20,590	17,014	9,669	47,273	7.0	36,665	
東 山	3,187	4,943	5,940	14,070	8.9	9,606	
東 海	11,046	6,943	8,790	26,779	8.9	15,893	
近畿	南部	7,355	1,826	2,926	12,107	6.4	10,322
	北部	1,925	636	1,144	3,705	5.8	7,906
中 国	11,547	5,381	11,579	28,507	9.5	19,206	
四 国	4,127	3,235	4,370	11,732	6.5	9,120	
九 州	14,357	12,963	11,925	39,245	6.5	42,623	
〈参考〉北海道	4,713	8,942	21,692	35,347	3.6	47,850	

〔資料〕 農林水産省『1980年農業センサス』。

〔注〕 (1) 耕作放棄地は経営耕地面積にふくまれない。

(2) 経営耕地面積に対する不耕作地面積の割合。

〔出所〕 第1表に同じ、171ページ。

はげしい地価高騰のなかで、農地は、その生産手段としての側面よりも商品としての性質をいよいよ強められ、なによりもその資産価値の増大が期待されることになる。そればかりでなく、農地を貸し出した場合、耕作権保障によって“自由”な土地所有(売買)が制約されることへの警戒から、やがては「貸すより放置した方がよい」ということにさえなるのである。

農業の「近代化」,「合理化」とは何であろうか。戦後日本農業の展開には、はなはだ不合理な「合理化」を見ないわけにはいかないであろう。

### 農家労働力の流出——農業生産基盤の崩壊——

米の直接的消費市場にまで大きな混乱をまねいた昨年(1993年)の凶作は、記録的な冷夏、長雨、そして台風などまれにみる異常気象に原因があったことは間違いない。しかし、より基本的な原因は、このような異常気象に対して、ほとんど抵抗力を発揮できなかった今日の農業生産基盤の弱体化にあることを見なければならないであろう。

梶井功によると、最近あるシンポジウムでは次のような報告があったという。「作況指数の大変厳しい環境にありながら、完熟たい肥の連用田(10アール当り1トン)で地力窒素の発現を十分に考慮した施肥管理によって、平年に近い10アール当り500キログラムの高い収量をあげている農家もある」と。基肥を減らし、生育状況を見ながら追肥で調節していくというのは、冷害対応施肥技術として昔からいわれてきたことだが、そういうことをキチンとやった農家、あるいは障害型冷害に速効性のある深水灌漑をこまめにやった農家は被害が軽かったというのである。農業白書も指摘したように「今回の冷害においても、地域の気象、土壌などの諸条件や水稻の生育に応じて、基本技術の励行を徹底すること」がいかに重要かが示されたのである。

飯沼二郎のいうところも、主旨はこれと同じであろう。「1961年の農業基本法制定以来、日本農業は急速に減んできた。穀物自給率(食用と飼料用を含む)

は、1960年の83%が1990年には30%に激減」した。日本農業が減んできたのは、伝統的な複合経営を単品大量生産に切り替えてきたからである。「私の五十年に及ぶ日本内外の農業の研究によってはっきりいえることは、伝統的な農業に基づいて近代化（労働能率の増進）をすれば、農業は必ず発展し、逆に、伝統的な農業を否定して近代化すれば、農業は必ず滅びるということである。……米国と違って日本のような高温多湿地帯では、手間を増やせば収量は目立って増え、手間を減らせば収量は目立って減る。だから、面積を拡大するよりも、作物の種類を増やし、手間を増やして、同時に多くの作物をつくる複合経営を発展させてきたのである」。

農業に必要なのは、永年にわたって培ってきた、土と作物を熟知した丹念な基本技術の励行ということになるだろう。“過剰”な農家労働力を農外にひき抜いて、あとには機械と化学肥料を導入すればよい式の、無知で安易な「近代化」農政が、冷夏、長雨にも対処できないような生産基盤の弱体化をまねいたということであろう。

農基法以降の「合理主義」農政は、化学肥料、農薬の多投によって、自然的地力の回復はもはや困難なほどに土壌を破壊し、他方では分散錯綜耕圃制ともいわれる零細耕地にむりな機械化を進めて、目前の生産性向上の代償として農業生産力のもっとも重要な基盤たる労働力をも失わせたのである。それは同時に、農村社会の崩壊につながるものであることはいうまでもないであろう。

周知のように、戦後高度成長期以降のわが国農村労働力の激しい流出は、60年代には毎年80～90万人にものぼり、1960年から1980年のわずか20年間に農業就業人口をじつに770万人減少させて、総数1,300万人から530万人（当初の40%）にまで減少させるにいたった。第3表によると、この流出は次のような特徴をもっていた。その第1は、上にみたようにやはり何よりも流出の全体的な規模の大きさであろう。第2は、流出形態別で見た場合、転出（離村）に対して「通勤」形態（兼業化）が終始年に400万人台を維持し、前職別で大

きな比重を示している農業前職者とともに労働力流出の大きさを示していること、第3に、農家の基幹労働力としての青壮年層、あとつぎのはげしい流出であろう。

こうした労働力流出の結果もたらされた農家労働力構成の弱体化は驚くべ

第3表 農家世帯員その他産業への就職動向 (単位：1,000人)

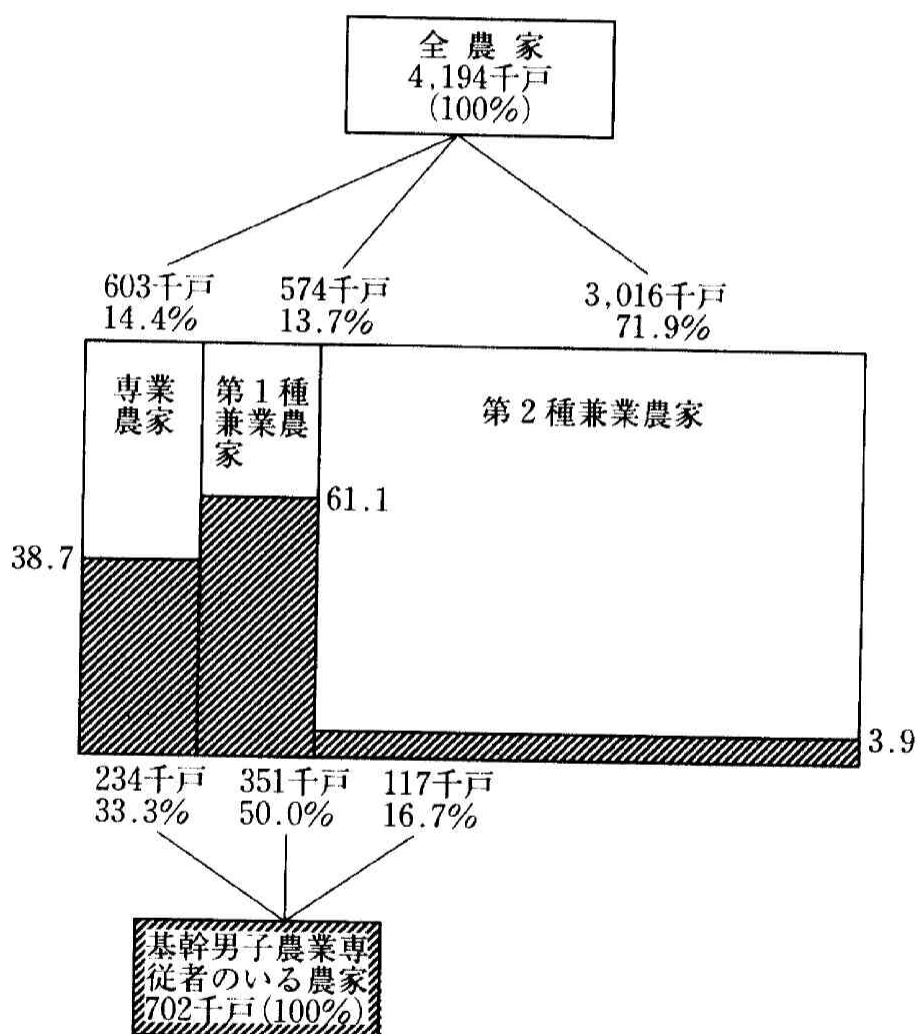
年次		1963	1965	1970	1975	1979	
総数		933.8	850.2	792.9	567.8	474.6	
流形態 出別	転通	439.2	410.5	312.5	167.8	114.2	
	出勤	494.6	439.7	480.8	400.2	360.4	
性別・年齢別	男子	計	508.4	438.8	395.9	268.8	228.7
		20歳未満	307.2	292.2	240.5	139.7	113.4
		20-34歳	130.0	89.1	83.9	66.3	78.3
		35歳以上	71.2	57.5	71.3	63.0	36.9
	女子	計	425.4	411.5	397.5	299.1	246.0
		20歳未満	312.9	315.8	249.8	155.7	125.9
		20-34歳	77.7	65.6	86.3	76.2	78.3
		35歳以上	34.8	30.2	61.4	67.5	41.8
世帯上位別	世帯主	78.6	59.6	67.1	55.5	32.9	
	あとつぎ	186.0	157.8	158.6	117.0	109.7	
	その他の家族	669.0	632.8	567.2	395.3	332.0	
前職別	主として農業に従事していたもの	247.3	172.9	205.0	145.0	76.1	
	うち男子	163.9	111.0	112.1	77.3	43.5	
	主としてその他の自営業に従事	34.5	26.5	22.0	18.8	11.3	
	家事その他	652.0	650.9	566.0	404.0	387.3	
就業産業別	建設業	94.4	81.4	80.6	76.1	58.2	
	製造業	400.0	349.1	349.3	183.6	134.0	
	卸小売・金融・不動産業	159.2	158.9	143.4	129.2	105.4	
	運輸通信公益事業	62.1	56.6	44.6	27.5	27.8	
	サービス業	140.4	139.3	120.6	107.4	112.1	

〔資料〕 農林水産省『農家就業動向調査』。

〔出所〕 井上和衛「農民層分解と農村住民」(『日本資本主義と農業・農民』〈講座今日の日本資本主義 8〉大月書店, 1982, 所収) 189ページ。

きものとなった。第1図に示されるように、1989年時点で基幹男子農業専従者（59歳以下の男子農業専従者）のいる農家は、わずかに70万戸、420万農家全体の16.7%にまで減少した。これをI兼農家だけについてみると、なお61%を維持しているものの、II兼農家の場合はわずかに3.9%というほとんど壊滅状態であり、この層はもはや農家の実質を失っていることを示している。専

第1図 基幹男子農業専従者のいる農家の分布の概念図（1989年）



〔資料〕 「農業調査」。

〔注〕 自立経営農家は、全農家の5.1%と推算される。(63年度「農家経済調査」より)。

〔出所〕 井上和衛「兼業農家の動向」(東井正美, 暉峻衆三, 常盤政治, 久野重明編著「日本経済と農業問題」ミネルヴァ書房, 1991, 所収) 203ページ。

業農家層の場合は39%でI兼農家よりむしろ弱体であるが、これは、兼業に従事したくてもできないような、いわばとり残された高齢専業農家(あとつぎなどの離農後に残された、高齢者のみの農家)の比重が大きくなっているためと思われる。総数420万戸の農家のうち、その83%が基幹男子農業専従者を欠くというこの実情は、まさに今日の日本農業の崩壊ぶりを示すものであろう。

1988年の時点におけるこのように弱体化したII兼農家の、わが国の農業生産に占めるシェアを示したのが第4表である。これによると水田稲作については、経営耕地面積、農業粗生産額のいずれについても57%という大きな比重をもって、その過半を背負っていることがわかる。ところが同時に、このII兼農家の96%をしめる「基幹男子農業専従者のいない農家」の生産性は、

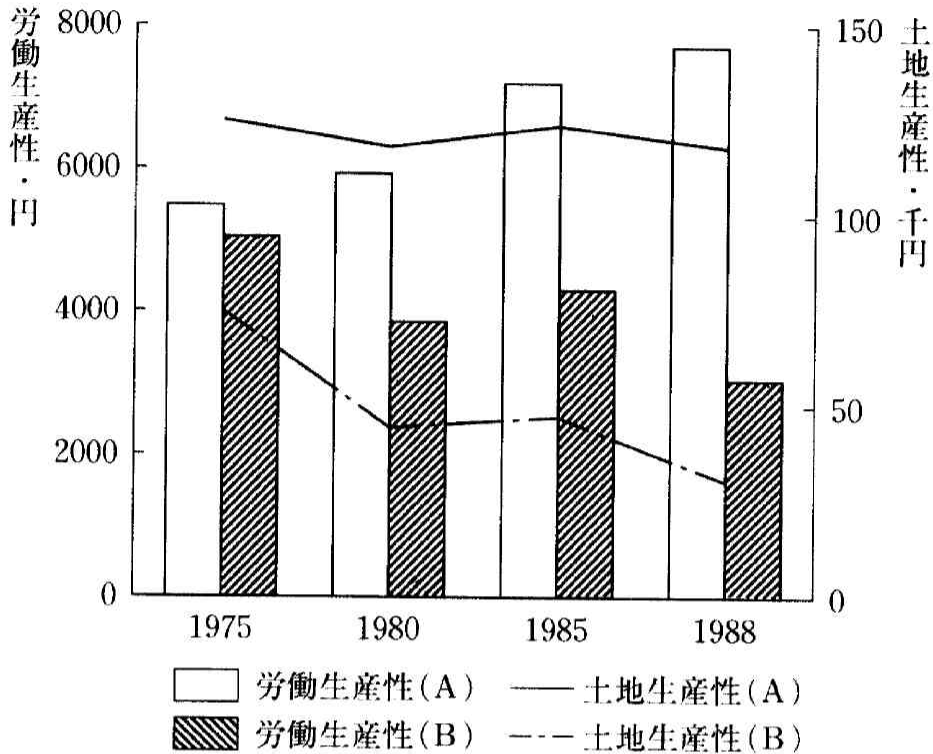
第4表 専業別農家の生産シェア (単位：%)

	専業農家		I兼農家		II兼農家	
	1975	1988	1975	1988	1975	1988
農 家 戸 数	13.5	14.4	20.5	13.7	66.0	71.9
経営耕地面積	25	26	35	28	40	46
うち田	18	15	37	28	45	57
普通畑	37	35	30	32	33	33
樹園地	25	25	30	26	45	49
借入地	24	30	8	33	38	37
農業就業者	22	24	34	28	44	48
うち農業専従者	34	30	41	39	25	31
農業固定資本額	26	26	35	30	39	44
農業粗生産額	28	28	42	39	30	33
うち稲	18	14	39	29	43	57
露地野菜	33	29	40	40	27	31
果 樹	32	29	37	36	31	35
養 蚕	23	23	36	33	41	44

〔資料〕 農林水産省「農業センサス」、「農業調査」、「農家経済調査」。

〔出所〕 第1図に同じ、202ページ。

第2図 農業労働力保有状態別農家の農業生産性



〔資料〕 農林水産省「農家経済調査」。

〔注〕 1. (A) = 基幹男子農業専従者のいる農家

(B) = 農業専従者のいない農家

2. 労働生産性 = 自家農業投下労働10時間当り農業純生産

3. 土地生産性 = 経営耕地10a 当り農業純生産

4. 農業純生産 = 農業粗収益 - 物財費 (農業生産による付加価値)

〔出所〕 第1図に同じ。

第2図にみられるように、「基幹男子農業専従者のいる農家」に比べていちじるしく低位で、しかも両者の格差はいよいよ拡大する傾向をみせているのである。さきにみた1993年の米凶作の背後には、この米の生産の大半を支えているII兼農家のこのように脆弱な労働力構造があるという実態にも十分注目することが必要であろう。

(1994. 5. 27)

---

## 注

- 1) 暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会，1984，367ページ。
- 2) R.P.ドーア『日本の農地改革』岩波書店，1965，99ページ。
- 3) 暉峻衆三，前掲書，435～437ページ参照。
- 4) 農地改革記録委員会編纂『農地改革顛末概要』御茶の水書房，1977（復刻版），482～483ページ。
- 5) 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」（東京大学経済学部『戦後日本経済の諸問題』有斐閣，1949，所収）182～183ページ。
- 6) 綿谷起夫「農地改革後の農地政策の課題」1951（のちに、『著作集』第二巻，農業構造の理論，農林統計協会，1979，に所収）35～36ページ。
- 7) 大内 力『日本資本主義の農業問題』（改訂版）東京大学出版会，1952，299ページ。
- 8) 中野一新「資本の土地支配と現代の農地問題」（『日本資本主義と農業・農民』〈講座今日の日本資本主義 8〉大月書店，1982，所収）159～167ページ。
- 9) 同上書，171ページ。
- 10) 暉峻衆三「日本農業の展望」（暉峻衆三，東井正美，常盤政治編著『日本農業の理論と政策』ミネルヴァ書房，1980，所収）297ページ参照。
- 11) 梶井 功「コメ減反，前提から再考を」（日本経済新聞，1994. 5. 25. 朝刊）
- 12) 飯沼二郎「農政の見直し論議こそが基本」（朝日新聞，1993. 11. 18. 朝刊「論壇」）